

アリアーレビューティースクール

後援会規約

アリアーレビューティースクール後援会規約

- 第1条 名称及び事務局
この会は、アリアーレビューティースクール（以下学校という）後援会と称する。
2 事務局を学校内に置き、運営をする。
- 第2条 目的
この会の目的は、学校内の順調な発展を図り、後援会会員の発展、理美容業界の向上・発展に寄与するものとする。
- 第3条 会員
この会は、在校生の保護者及び卒業生、理美容業界に関連する者のうち入会を希望する者によって組織する。
2 新たに加入を希望する者は、別に定める加入申込書及びその年度の会費を添えて提出する。
3 加入に当たっては特に条件を定めない。
- 第4条 会員資格の喪失
会員が特別の事由がなく2年間以上会費を納入しない場合は、その会員資格を喪失するものとする。
2 会員が希望により退会する場合は、特にこれを妨げない。尚、退会に当たっては退会届を提出する事。
- 第5条 事業
会員は、目的を達成するために次の事業を行う。ただし、強制は一切しないものとする。
(1) 業界を発展させるために行われる事業等に、積極的に参加する。
(2) 学園祭・体験入学等学校の行う行事に協力する。
(3) 学生募集(本科&通信科)に際し、協力する。
(4) 学校職員の研修について協力する。
(5) 学生の育成について協力する。
(6) 後援会会員の発展のためのセミナーを開催する(年2回程度)。
(7) その他、業界・学校・後援会の発展に必要な事業について協力する。
- 第6条 役員
この会に次の役員をおく。
- | | |
|------|-----|
| 理事長 | |
| 会長 | 1名 |
| 顧問 | 2名 |
| 副会長 | 2名 |
| 幹事 | 若干名 |
| 会計監査 | 2名 |
| 相談役 | 若干名 |

 厚生労働大臣指定校 専修学校認可・学校法人
アリアーレビューティースクール

〒464-0850 愛知県名古屋市千種区今池2-1-14
TEL: 052-732-3131 FAX: 052-732-3132

入学案内専用ダイヤル **0120-816-856**

附則

第7条 役員を選出

役員については、会員の中から選出する。立候補、他薦により候補者を募り、総会にて承認後決定する。

2、総会后、役員の話し合いの元、会長、副会長、幹事、会計監査を決定する。

第8条 役員の役割

会長は後援会全体を統括し、総会、幹事会等の会議、セミナー等の総責任、学校行事への参加を主体とする。

2、副会長は会長を補佐し、会長不在の際には、会長代理となる。

3、幹事は広報部、教育部に分かれて担当する。広報部は学生募集に対する活動業務(高校訪問等)を、専門学校広報と連携しながら行う。教育部は、教員に対する研修、学生に対する講習、後援会員に対するセミナー等を行う。尚、会長及び副会長も、それぞれの業務に携わり、業務の遂行を確認する。

4、会計監査は、会計担当より1年間の説明を受け、元帳、通帳などをチェックし、不明な点などがないか確認業務を行う。

第9条 役員の任期

役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

2 在任途中で、諸事情により退任を希望する場合は、会長(会長の場合は理事長)に退任届を提出する。

3、役員の退任により空席になったポストには、必要に応じて新たに後任を置くことができる。後任の選出に関しては、幹事会での推薦もしくは、後任者よりの推薦により幹事会で決定のいずれかとする。尚、年度途中で信任された役員の任期は、前任者の残存期間とする。

4、第9条第2項に定める幹事会への出席率が著しく悪い場合は、幹事会の決定により、役員を解任することができる。

第10条 会議

毎年1回総会を開催し、必要に応じて幹事会を開催する。開催に当たっては会長が召集する。

2 幹事会は、毎月1回、会長・副会長・幹事・会計の参加による幹事会を開催する。会議には、幹事の他に学校関係者（主に後援会事務局担当者、場合によっては理事長）が出席し、協議に参加するものとする。

3、幹事の広報部、教育部の担当者は、必要に応じて臨時に担当部署のみで会議を行い、業務が滞りなく進むようにする。又、必要であれば会長に臨時幹事会の開催を依頼することがある。

第11条 経費

この会の経費は、年会費と臨時会費とする。

2 年会費は、12,000円とし年度頭に所定口座に振り込むものとする。途中入会の場合も月割りにしない。

3 臨時会費については、幹事会の議決により決定する。

第12条 その他

この規約に定めていない事項については、幹事会の協議によって決定するものとする。

第1条 施行

この規約は、平成23年1月11日から施行する。

この規約は、平成24年3月1日から施行する。

この規約は、平成26年3月17日から施行する。